平成２７年（フ）第８８９号
福岡市東区青葉２丁目11番14号、前住所福岡県大野城市下大利１丁目３番８－703号
アーサー下大利アクトステージ
破産者　筒井　　彰
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８９０号
福岡市東区青葉２丁目11番14号、前住所福岡県大野城市下大利１丁目３番８－703号
アーサー下大利アクトステージ
破産者　筒井　瑞子
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３６号
秋田県山本郡八峰町八森字岩館塚の台86番地１　かもめ団地１棟
破産者　永野かおる
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第３２号
新潟県燕市東太田1438番地２、破産手続開始決定時の住所新潟県燕市新生町２丁目３番24号
破産者　渡邉　敏幸
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第３４号
新潟県三条市棚鱗1122番地３
破産者　小柳　正秋
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１００６号
福岡市博多区元町２丁目６番９号マイプレイス南福岡駅前202号、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市中央１丁目13番８号　医療法人十全会おおりん病院内
破産者　松藤　政吾
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９４０号
北海道千歳市花園５丁目８番３－２号
破産者　武藤　良一
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１０４号
札幌市北区新琴似５条13丁目９番９号
破産者　結城　真実
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６４号
埼玉県越谷市神明町１丁目11番地３
破産者　亀田　勝之
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
埼玉県草加市八幡町125番地５　メゾン浅井Ｃ－201号
破産者　山口　勝弘
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
山梨県甲斐市篠原1671番地５
破産者　齊藤　春樹
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６７号
大津市里７丁目９番５号
破産者　服鳥　陽助
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４６号
兵庫県姫路市城東町毘沙門31番地　促進住宅３号棟103号室
破産者　大給　和美
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３３号
鳥取県倉吉市福守町532番地２
破産者　池田　浩憲
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第７８０号
福岡市東区二又瀬４番15―206号
破産者　宮崎　光夫
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０１３号
福岡市東区下原４丁目12番20―302号
破産者　橋本　裕二
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０１４号
福岡市東区下原４丁目12番20―302号
破産者　橋本　香織
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０５７号
福岡県糟屋郡新宮町大字湊211番地13
破産者　田淵　恵子
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６３号
函館市白鳥町７番21号
破産者　塩谷　光雄
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所